

## 神戸市一時保育事業運営費補助等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市一時保育事業実施要綱に基づき、一時保育事業（以下「事業」という。）を行う認定こども園、認可保育所（園）、私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第31条第2号に規定するものとして確認を受けた幼稚園に限る。）、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「認定こども園等」という。）に対する一時保育事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、神戸市補助金交付規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 市長は、事業実施認定こども園等に対し、別表1に定める算式により算定した補助金を交付する。

(補助金の申請)

第3条 認定こども園等は、前条の補助金を受けようとするときは、「一時保育事業運営費補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付額を決定し、「一時保育事業運営費補助金交付決定通知書」（様式第2号）により、認定こども園等に通知する。

2 市長は、補助金交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第5条 認定こども園等は、前条の通知を受けたときは、「一時保育事業運営費補助金交付請求書」（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付は、上半期及び下半期の2期に分けて行うものとし、別表1に定める補助基本額については、指定した型に応じた年額の2分の1の額を2期に分けて交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月30日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年8月18日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年3月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年3月18日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年3月13日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年2月26日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月15日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年2月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

第2条 第6条の規定にかかわらず、平成18年度にかかる補助金は、年度末に交付する。

第3条 平成18年度当初に、指定を受けて事業を実施している保育園に対する補助金等の交付については、平成18年度に限り、従来の要綱による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

一時保育事業運営費補助金の算定方法等

1 補助金額の算定式

(年額)

$$\begin{aligned} \text{補助金} = & (\text{補助基本額}) + (\text{実績に応じた額}) \\ & + (3\text{歳未満児利用加算額} \times \text{月数}) \\ & + (\text{利用料減免額} \times \text{被保護世帯に属する児童の延利用人数}) \end{aligned}$$

2 補助金の算定式に係る単価 (年額)

(1) 補助基本額

① A型	年額	2,700,000円
② B1型	年額	1,440,000円
③ B2型	年額	720,000円

ただし、A型で保育士資格を有する常勤職員を雇用していない場合は、  
B1型単価を適用する

(2) 実績に応じた額 (※半日利用児童は1人として利用者数に計上する)

ア A型, B1型, B2型, C型

1,800円×年間延べ利用者数 (ただし, 1,500人を上限とする)

イ 余裕活用型

2,400円×年間延べ利用者数

(3) 3歳未満児利用加算額

その月の3歳未満児の利用児童数が

30人以上60人未満の場合 月額 15,150円

60人以上の場合 月額 30,300円

(4) 利用料減免額 日額 2,400円 (対象児童1人当たり)

注: 神戸市一時保育事業実施要綱, 別表注2に定めるものについては

日額1,200円 (対象児童1人当たり) とする